

## 建築物飲料水貯水槽清掃業

必要な機械器具等*1	従事するのに必要な資格等	その他の要件
用水ポンプ	貯水槽清掃作業監督者*2	作業に用いる
高圧洗浄機	従業者研修*3	機械器具等の
残水処理機		維持管理の方
換気ファン		法が厚生労働
防水型照明器具		省告示第11
色度計		7号に適合し
濁度計		ていること。
残留塩素計		
酸欠警報機		
漏電ブレーカー		
器具薬剤等専用保管庫		

\* 1 機械器具等は飲料水貯水槽清掃作業専用のものでなければいけません。  
 事業登録期間中は機械器具等は当該事業登録事業専用として営業所に  
 保管しなければなりません。  
 機械器具等は点検状況等を記録する機器管理台帳を備え置かなければなりません。

\* 2 貯水槽清掃作業監督者は他の営業所の同登録の同監督者、たの登録業種の有資格者、  
 ビル管理技術者との兼任はできません。  
 ビル管理技術者は過去に一度も貯水槽清掃監督者として登録されていない場合に限り」  
 監督者として登録ができます。